

平成30年10月1日  
東京都総務局

## 東京都伊豆諸島地域ヘリコプター「東京愛らんどシャトル」における 島民割引運賃の導入について

### 1 概要

島しょ住民の生活路線である「東京愛らんどシャトル」の運賃低廉化を図るため、有人国境離島法による交付金を一部活用し、東京都が運航会社に必要経費の補助を行い、運航会社において島民割引運賃を導入します。これにより、新運賃は割引前から約4割安くなります。

### 2 対象路線・対象者及び新運賃（片道）

#### (1) 割引対象

ヘリコプター路線の就航する町村（大島町、利島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村）に住民登録をしている方

#### (2) 島民割引運賃

	割引前	割引後
八丈島—青ヶ島 路線	11,530円	→ 6,910円
八丈島—御蔵島 路線	12,570円	→ 7,540円
御蔵島—三宅島 路線	5,770円	→ 3,460円
三宅島—大島 路線	11,660円	→ 6,990円
大島—利島 路線	7,230円	→ 4,330円

※小児運賃、身体障害者割引運賃、乗継運賃も島民割引の対象となります。

### 3 開始時期

平成30年10月15日（月）搭乗分から適用

### 4 その他

#### (1) 搭乗時の島民確認

ご搭乗の際に「東京愛らんどシャトル」窓口で、島民確認を行います。

島民確認は、原則「東京都離島住民航空割引カード※」により行いますが、当分の間は、身分証明書（マイナンバーカード（通知カード）、運転免許証、健康保険証（住所が記載されたもの））による確認も可能です。

※東京都離島住民航空割引カード：各町村が発行し、全日本空輸又は新中央航空を島民割引運賃で利用する際に確認書類として利用しているカード

#### (2) 購入方法

しばらくの間、割引前の運賃による搭乗券をご購入いただき、ご搭乗の際に窓口において差額分の返金手続きを行います。

問い合わせ先

総務局行政部振興企画課

電話：03-5388-2444